

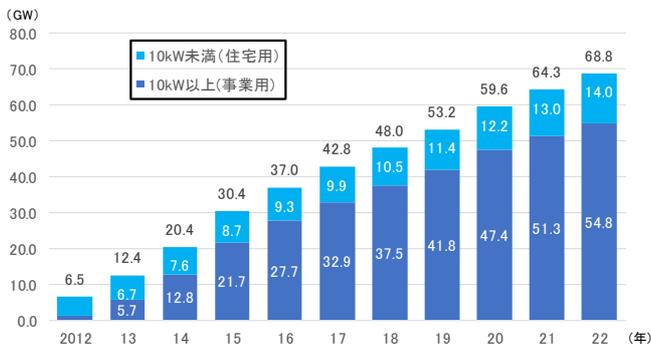
急拡大が見込まれる太陽光パネルのリサイクル需要 ～適正なりサイクル・廃棄に向けたスキーム等の検討が進む～

使用済み太陽光パネルの廃棄量見通し

2012年から始まったFIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)を背景に太陽光発電設備の導入拡大が進み、2022年12月末時点の累積導入量は70GW近くに達しています(図表1)。

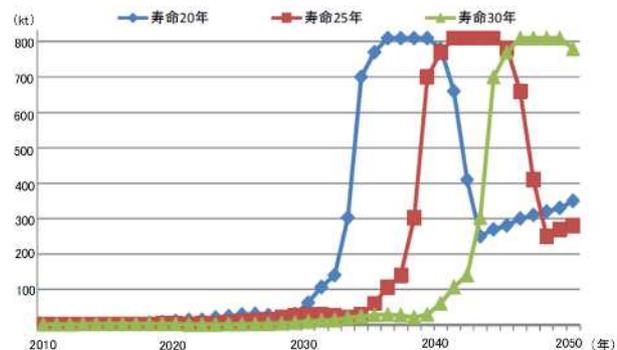
一方、太陽光パネルの寿命は20～30年とされていますが、環境省によれば、仮に「寿命20年」とした場合の廃棄量は2035年～2039年頃にピークを迎え、年間800kt程度に達すると予測されています。これは産業廃棄物の最終処分量の9%に相当する量であり、使用済みパネルの適正なりサイクル・廃棄に向けたスキームの早期確立が求められています(図表2)。

図表1 太陽光発電の容量別累積導入量(12月末)



(資料)資源エネルギー庁資料より当部作成

図表2 使用済み太陽光パネルの廃棄量予測



(資料)環境省資料より当部作成

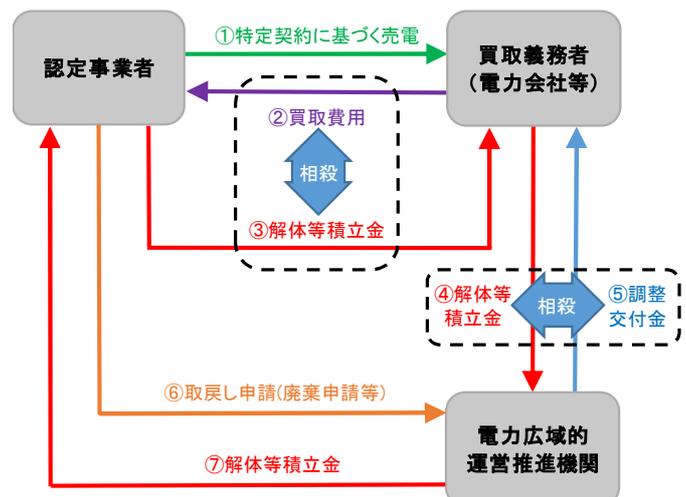
廃棄等費用の積立制度がスタート

太陽光発電事業は事業主体の変更が行われやすいこともあって、廃棄等にかかる責任の所在が不明瞭となり、費用等の問題から放置されるケースもみられるようになってきました。こうした現在の状況と将来の廃棄量拡大を踏まえ、2022年7月より太陽光発電事業者による廃棄等費用の積立制度が開始されました(図表3)。

これは、買取義務者が認定事業者に支払う買取費用から解体等積立金を差し引きし、電力広域的運営推進機関に納付、同機関は納付された積立金を「取戻し申請」まで保管する仕組みです。

環境省・経済産業省は今後、使用済みパネルのリサイクル・廃棄にかかる具体的なスキーム等を示す予定です。産廃処理業者や運搬業者など関係事業者にとって新たなビジネス機会にも成り得るだけに、その動きに注目が集まっています。

図表3 太陽光発電事業者による廃棄等費用積立制度



(注)解体等積立金は調整交付金(買取義務者の事務負担費)を差し引いた上で、電力広域的運営推進機関に納付・保管される。

(資料)資源エネルギー庁資料より当部作成

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：片山(TEL080-8985-3991)までお願いします。